

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 7 月 定例会 会議録

1 開催日時 令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 3 0 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

報告第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（2 件）

議案第 16 号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1 件）

議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
⇒許可（3 件）

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1 件）

議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見につ
いて」⇒同意（全件）

4 出席委員（14 名）

1 番・上田尚秋	2 番・山田和美	3 番・坂元三郎	4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守	6 番・山口 透	7 番・前田和毅	8 番・坂本英正
9 番・長谷川高義	10 番・赤松聖美	11 番・魚住龍平	12 番・松井義輝
13 番・船岡重夫	14 番・田中 茂		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

7 番・前田和毅 9 番・長谷川高義

8 議 事

事務局： ただいまから令和 7 年 7 月 定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長が開会のご挨拶を申
し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、7番・前田和毅委員、9番・長谷川高義委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、報告第7号及び議案第16号～第19号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、報告第7号「農地法第5条第1項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国安1丁目（琴池西方、土地区画整理区域内）

地 目：田

面 積：366㎡

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者（共有1/2ずつ）

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成して住宅3戸を建築する。雨水は南側、西側道路側溝へ放流、汚水は南側、西側道路に埋設の公共下水に接続。

専決処理：令和7年7月11日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権移転を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和7年7月11日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町中村字八反坪（天満小学校北西、土地区画整理区域内）

地目：畑

面積：133㎡

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成して住宅1戸を建築する。雨水は東側道路側溝へ放流、汚水は東側道路に埋設の公共下水に接続。

専決処理：令和7年7月11日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権移転を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和7年7月11日付けで受理通知書を交付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第16号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町中村字中（中村交差点周辺）

地目：畑（現況 用悪水路）

面積：6.61㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

申請地は明治41年1月付けで○番から分割してできた土地です。地目は「畑」。畑のまま現在に至る。○番から分筆された○番○が「畑」から「田」に地目変更となったのは、大正11年5月10日付けであり、それ以前に「用悪水路」として使用を開始して、現在に至っていると考えられる。

昭和42年9月28日撮影の空中写真添付。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います

す。

事務局： 地元最適化推進委員は平田委員です。申請地は、暗渠で上部は通路として使用され長年にわたり現況のままとなっており、農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年7月22日13時30分～16時30分までの間、12番・松井義輝農地担当副会長補佐、3番・坂元三郎委員、11番・魚住龍平委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。担当委員から調査結果を報告願います。

12番・松井委員： 申請地は、暗渠となっており、現状において周辺農地、用排水、道路等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字西場	田	5 1 2 m ² ①
西場	田	1, 1 7 4 m ² ②
西場	田	1, 2 9 0 m ² ③
(西池西方) 3筆合計		2, 9 7 6 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内所有者

譲受人：地元兼業農業者（当該申請地の利用集積での借受者）

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・軽トラック

栽培作物：水稻

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地のすべてで水稻が作付けされ適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただい

ています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

12番・松井委員： 申請地のすべてに水稻が作付けされていきました。申請地②と申請地③の間には畦がなく一体的に管理されており、農地として問題はありません。また、申請地は譲受人が利用集積で借り受けしていた農地ですので、今後も引き続き適正に管理がなされると見込まれます。

議 長： 説明、報告は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町加古字講家裏（茨新池西方）

地 目：田

面 積：3, 0 4 4 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・軽トラック

栽培作物：水稻

議 長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は末澤委員です。申請地は、水稻が作付けされ適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

3番・坂元委員： 申請地は、水稻が作付けされており、農地として問題はありません。また、譲受人は経営規模の大きな農業者であり、今後も引き続き適正に管理がなされると見込まれます。

議 長： 説明、報告は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員賛成ですので、「番号２」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号３」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号３」

所 在：稲美町岡字緑ヶ岡	田	4 8 0 m ² ①
緑ヶ岡	田	8 5 3 m ² ②
(跡池西方) 2筆合計		1, 3 3 3 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・田植機

栽培作物：水稻

議長：「番号３」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は竹中委員です。申請地は、それぞれ大麦作付け跡と水稻が作付けされており、適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長：「番号３」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

３番・坂元委員：申請地①は、大麦作付け跡で草刈りがされていきました。申請地②には水稻が作付けされていきました。申請地は、どちらも隣接農地との間に畦はなく、営農組合が隣接農地と一体的に管理を行っているとのことでした。畦がない現状では、畑作と稲作など隣接農地と異なる作付けは難しいと思われます。

事務局：事務局から補足いたします。申請地の令和８年産の作付け予定作物は、どちらも水稻と聞いていますが、譲受人が確実に耕作することの言及が不十分で、また隣接農地の耕作予定者である営農組合との協議が済んでいないようです。

今回、譲受人本人が耕作することを再確認するため、本日配付しております「誓約書」と営農組合との「協議結果報告書」の提出を求めることとしてよろしいか。

議長：説明、報告は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

○番・○○委員：営農組合との協議が十分に済んでいないようであれば、済ませたことを確認してから審議すべきと思う。書類不備となり、採決

の保留はできないか。

事務局： 許可要件を明確に欠くわけではないため保留はできません。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長： 賛成多数ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。なお、許可書の交付は「誓約書」と「協議結果報告書」の提出後とし、「誓約書」と「協議結果報告書」の確認は事務局で行うことといたします。

議長： それでは、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。6月定例会で継続審議とした案件です。

「番号1」については、6月の定例会において、説明、報告まで終了しておりますので、隣接地の状況等について事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字上新田裏（加古大池西方）

地 目： 田 （現況 雑種地）

面 積： 6 4 9 m²

権利の種類： 所有権

譲渡人： 町外在住の所有者

譲受人： 不動産・建設工事業者（法人）

転用目的： 露天資材置場兼駐車場

土地利用計画： 盛土整地し、砕石敷きとする。雨水は北東側に勾配をつけ、東側の排水路に流す。出入りは北東側から。

隣接地の状況： 隣接地2筆ともに平成17年1月20日付けで分筆された後、平成17年1月27日付けで「道路用地」として町へ寄付。平成17年2月9日付けで町が通行使用承諾。

議長： 隣接地の状況等についての説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長： 賛成多数ですので、「番号1」は申請のとおり、転用及び所有権の移転について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第19号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

なお、本議案では○番・○○委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触しますので、○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

では、事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、公益社団法人ひょうご農林機構から農業委員会の意見を求められているものです。

農用地利用集積等促進計画の概要

利用権の設定をする者（借受者）	13件
利用権の設定をする者（貸付者）	27件
利用権の設定をする土地（筆数）	46筆
利用権の設定をする土地（面積）	61,602㎡

「各筆明細」権利を設定する土地の明細

議長： 説明は終わりました。

最適化推進委員から意見や報告はありましたか。

事務局： 最適化推進委員からの意見、報告は、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

○番・○○委員： 無償と賃借の違いは？

事務局： この計画の中での賃貸とは純粋な土地を賃貸する際の対価を指します。地域によってはそれ以外の経費を賃貸料のような形で徴収することもあると聞いています。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」の意見書を提出することといたします。

退席中の〇〇委員は自席にお戻りください。

(〇〇委員 自席に戻る)

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和7年7月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和7年7月25日

議長 坂 本 英 正

委員 前 田 和 毅

委員 長谷川 高 義